

法指第1059-14号

平成21年12月16日

各法人代表者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長

社会福祉施設等における新型インフルエンザに係る今後のクラスター
(集団発生)サーベイランスへの協力について

標記について、別添のとおり厚生労働省より平成21年12月14日付けで事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

社会福祉施設等に対しては、平成21年12月14日付け「厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡」の別添1の第2の1の(2)のとおり、従前と同じくインフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め10名以上がインフルエンザと診断された場合、施設長等による保健所への迅速な連絡及び協力が求められていますので、貴法人におかれましては、各施設・事業所等にご周知いただくとともに、今後とも適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

なお、10月8日付けの厚生労働省事務連絡については、廃止されました。

記

(参考)

- ・ 大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ
(社会福祉法人等への通知文書等)

http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課 監理 G

TEL 06-6944-6663

FAX 06-6944-1982